

**基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶と生涯にわたる健康づくり**

主要課題	施策の方向	取り組み内容	番号	
1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	①あらゆる暴力の防止と被害者支援	DV防止の啓発	No.68	
		DV防止と早期発見	No.69	
		デートDV防止に向けた啓発	No.70	
		関係機関との連携	No.71	
		ハラスメント防止の啓発	No.72	
	②人権に関わる相談体制の整備	相談体制の充実と窓口の周知	No.73	
		人権擁護委員による相談	No.74	
		心配ごと相談事業	No.75	
		相談員の資質の向上	No.76	
		相談機能の充実	No.77	
		町内関係機関との連携	No.78	
	2 生涯にわたる健康づくりの推進	①性の尊厳や母性保護に関する認識の普及啓発	学習機会の提供	No.79
			リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及	No.80
		②妊娠・出産に関する健康支援	妊娠・出産に関する情報提供	No.81
妊娠中の女性の健康診査の受診			No.82	
不妊治療への支援			No.83	
③成人期・高齢期における健康支援		骨粗しょう症予防の普及	No.84	
		がん検診の推進	No.85	
		うつの予防	No.86	
④女性の健康を脅かす問題についての対策の促進		性感染症についての正しい知識の普及	No.87	
		飲酒・喫煙・薬物乱用対策の推進	No.88	

# 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

## 現状と課題

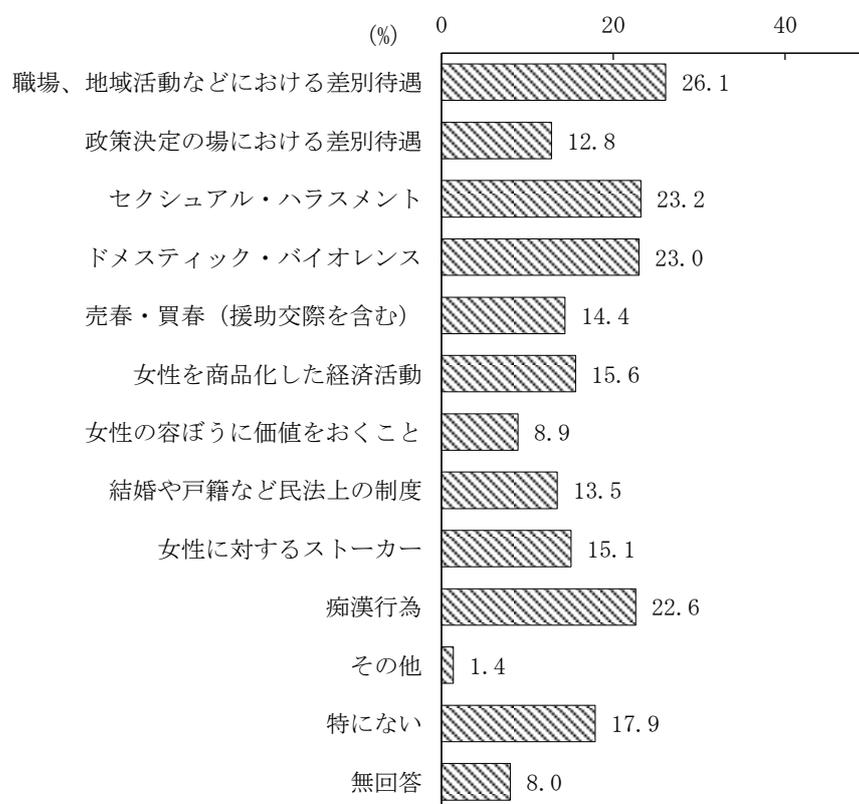
住民アンケートによると、女性の人権が尊重されていないと感じることとしては、「職場、地域活動などにおける差別待遇」「セクシュアル・ハラスメント」「ドメスティック・バイオレンス（DV）」「痴漢行為」が高くなっています。

DVを受けたことがあるかをたずねたところ、「何度もあった」「1、2度あった」を合計したく受けたことがある」と回答した女性は、身体的暴力については20.3%、精神的な嫌がらせや脅迫、性的な行為の強要はそれぞれ14%となっています。

DV、各種のハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為等女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、インターネットや携帯電話等の急速な普及により、これらを介した新たな形態の被害も発生しています。

本町では、女性の人権に関する相談は健康福祉課において行っており、必要に応じて、女性相談センター等の関係機関と連携して対応しています。

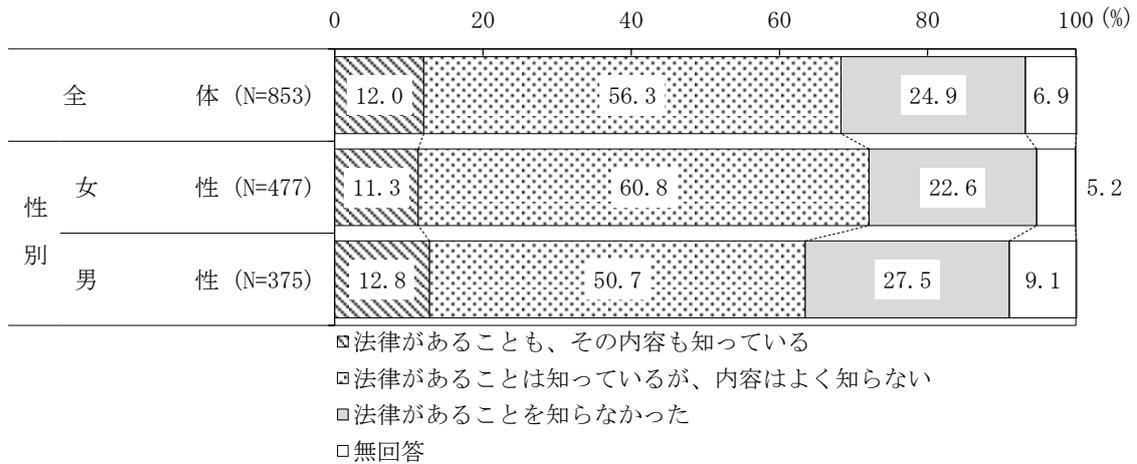
図表3-17 女性の人権が尊重されていないと感じること（3つまで）



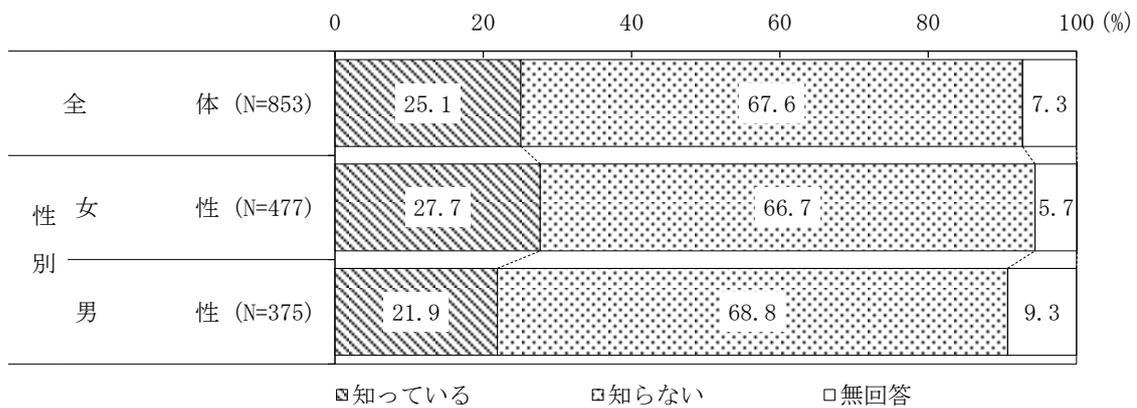
DVは、家庭内において行われることが多いため潜在化しやすく、表面化したときには重大な状況になっている傾向があるといわれ、早期発見が重要となります。しかし、DV防止法や相談窓口については十分に周知されていません。

これらの女性に対する暴力を防止するため、暴力を許さないという意識を醸成していくとともに、被害者の相談窓口の充実と周知、関係機関と連携した支援などを推進する必要があります。

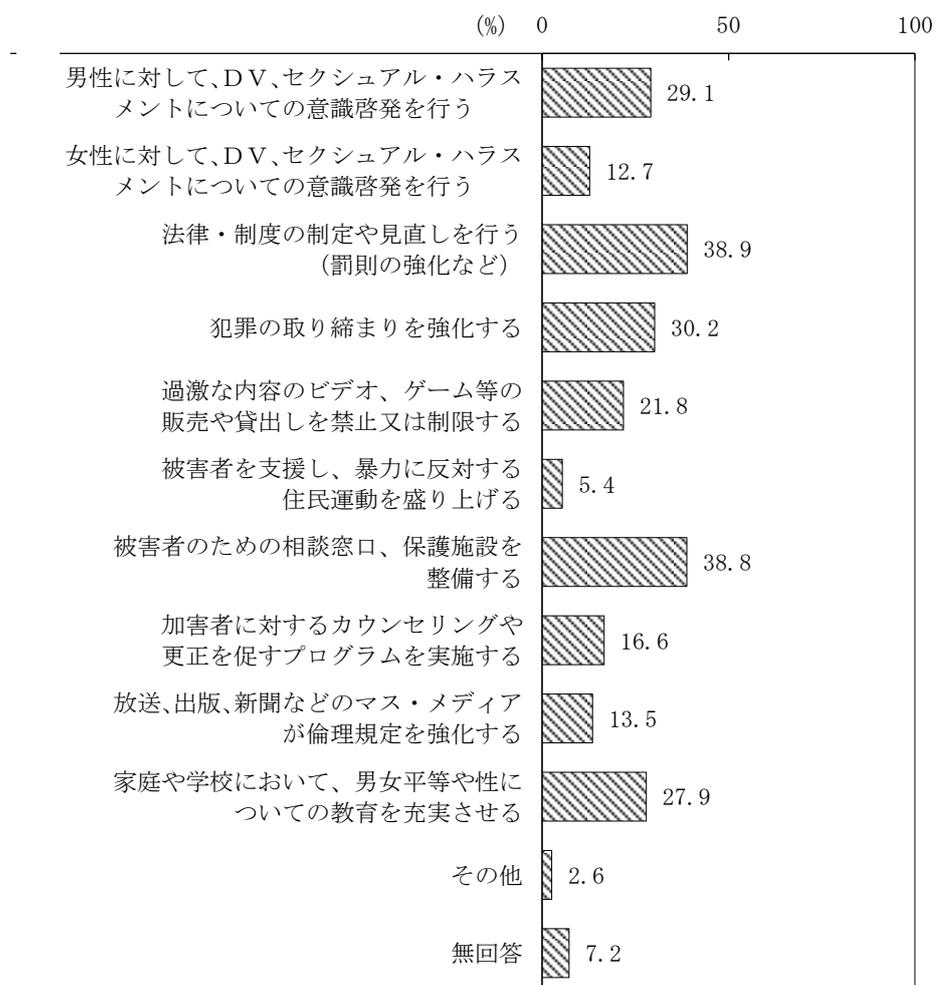
図表3-18 DV防止法の認知度



図表3-19 DVの相談窓口の認知度



図表3-20 女性への暴力をなくすために必要なこと（3つまで）



## 施策の方向

### ①あらゆる暴力の防止と被害者支援

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.68	◆DV防止の啓発 住民に対してDV防止に関する広報や、関係機関との連携によるシンポジウム等の開催により、DVを決して許さない意識づくりを推進していきます。	新規	健康福祉課
No.69	◆DV防止と早期発見 DVは早期に発見することが重要であることから、医療・福祉・学校関係者等に対する啓発を推進します。	新規	健康福祉課
No.70	◆デートDV防止に向けた啓発 学校における「デートDV」防止のための啓発を行うとともに、教職員等に対してDVに関する研修を行い指導力の向上を図ります。	新規	学校教育課 小・中学校
No.71	◆関係機関との連携 県の配偶者暴力相談支援センターなど関係機関、民間団体との連携を図り、DV防止や被害者の安全確保、自立支援を行います。	新規	健康福祉課
No.72	◆ハラスメント防止の啓発 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどを防止するため、人権啓発に関するパンフレットの作成・配布、広報たるい等を活用した制度改正や調査結果、先進事例の紹介などにより意識啓発を推進します。町においては、職員の意識啓発と相談体制の充実を図ります。	継続	健康福祉課 企画調整課 総務課

②人権に関わる相談体制の整備

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.73	◆相談体制の充実と窓口の周知 ホームページ、広報等により相談支援窓口の周知を図ります。	新規	健康福祉課 企画調整課
No.74	◆人権擁護委員による相談 人権擁護委員による人権相談について周知を図ります。	継続	健康福祉課
No.75	◆心配ごと相談事業 男女共同参画の視点を持ち各種心配ごと相談に応じ、複雑困難事件については弁護士対応を図ります。	継続	健康福祉課 社会福祉協議会
No.76	◆相談員の資質の向上 女性の人権に関する相談は健康福祉課において行っており、県が開催するDVなど女性に関する研修等に積極的に参加し資質向上を図ります。	充実	健康福祉課
No.77	◆相談機能の充実 女性の人権に関する相談があった場合は、女性相談センターや岐阜地方法務局、専門的に取り組んでいるNPOなどと連携を図り対応します。	継続	健康福祉課
No.78	◆町内関係機関との連携 女性の人権に関する相談の充実が図れるよう、社会福祉協議会や民生委員などとのネットワークを促進します。	継続	健康福祉課 社会福祉協議会

## 2 生涯にわたる健康づくりの推進

### 現状と課題

本町では、「健康日本21 たるい計画」に基づき、一次予防を重視した健康づくりを進めています。また、女性の健康づくりの観点から、乳がん検診、子宮がん検診等を実施しています。

女性は妊娠・出産・更年期など生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに男女がともに留意し、「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点から、すべての女性の生涯を通じた健康のための総合的な施策を推進していく必要があります。

また、HIV/エイズや性感染症など、女性の健康を脅かす問題、飲酒や喫煙の影響等についての正しい知識の普及を図ることが必要です。

### 施策の方向

#### ①性の尊厳や母性保護に関する認識の普及

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.79	◆学習機会の提供 学習機会の提供、啓発を行っていきます。	継続	保健センター 学校教育課
No.80	◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を普及していきます。	継続	保健センター 学校教育課

#### ②妊娠・出産に関する健康支援

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.81	◆妊娠・出産に関する情報提供 医学的にみた高年齢の妊娠・出産に関するリスクについて等、妊娠・出産に関する情報提供を行います。	新規	保健センター 学校教育課
No.82	◆妊娠中の女性の健康診査の受診 健やかな妊娠と安全な分娩のため、無料で受診できる妊婦健康診査受診票を交付し、受診を勧奨します。	継続	保健センター
No.83	◆不妊治療への支援 不妊の悩みをもつ人に対して、不妊治療やその助成制度などについて情報提供を行います。また、県の特定不妊治療費助成事業の上乗せを行っていきます。	新規	保健センター

③成人期・高齢期における健康支援

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.84	◆骨粗しょう症予防の普及 骨密度測定により、骨粗しょう症予防の普及に努めます。	継続	保健センター
No.85	◆がん検診の推進 女性特有のがんである、乳がん、子宮がんを予防するためのがん検診を実施します。男性のための前立腺がん検診についても助成します。 【指標】 がん検診の受診率 子宮がん検診 22.1%→50.0% 乳がん検診 23.5%→50.0%	充実	保健センター
No.86	◆うつ病の予防 ストレスの多い時代にあって、うつ病等についての情報提供を行い、予防に努めます。	新規	保健センター

④女性の健康を脅かす問題についての対策の促進

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.87	◆性感染症についての正しい知識の普及 HIV/エイズや性感染症についての正しい知識の普及を図ります。	新規	保健センター 学校教育課
No.88	◆飲酒、喫煙、薬物乱用対策の推進 飲酒、喫煙、薬物の乱用が健康に及ぼす影響について、正しい知識の普及を図ります。特に女性については、胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等の十分な情報提供に努めます。	新規	保健センター 学校教育課